

# 宮古八重山地域森林計画変更計画書

計画期間

自	令和 5 年 4 月 1 日
至	令和 15 年 3 月 31 日

(変更 令和 5 年 12 月)

沖 縄 県



# 変更する理由

令和5年10月に閣議決定された新たな「全国森林計画」に基づき、当該森林計画の各事項の方針等及び計画数量を見直す必要がある。そのため、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項、森林の土地の保全に関する事項、間伐立木材積その他の伐採立木材積、間伐面積（参考）、人工造林及び天然更新別の造林面積及び保安林整備及び治山事業に関する計画の保安林として管理すべき森林の種類別面積等を変更する。（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項に基づく変更）

なお、本計画の変更の効力は令和6年4月1日より生じる。

# 変更の内容

現行計画において、下表の下線で示した項目の内容について変更する。

現行計画	変更計画
<p>II 計画事項</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>（1）森林の整備及び保全の目標</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>（1）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>（3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>（5）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p>	<p>II 計画事項</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>（1）森林の整備及び保全の目標</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>（1）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針</p> <p>（3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>（5）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p>

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

2 間伐面積（参考）

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

2 間伐面積（参考）

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

# 目次

## はじめに

1	森林の果たす役割	1
2	森林・林業・木材産業とSDGs	1
3	森林計画制度について	1
4	森林の管理・育成の取組方向	1

## I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	1

## II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	2
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
2	その他必要な事項	2
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	3
2	造林に関する事項	3
3	間伐及び保育に関する事項	3
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	3
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	3
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	5
2	保安施設に関する事項	5
3	鳥獣害の防止に関する事項	5
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	5
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	6
第6	計画量等	
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	6

2	間伐面積（参考）	6
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	7
4	林道の開設及び拡張に関する計画	7
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	7
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	7
第7	その他必要な事項	7

# はじめに

## 1 森林の果たす役割

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 2 森林・林業・木材産業とSDGs

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 3 森林計画制度について

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 4 森林の管理・育成の取組方向

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

このため、地域の特性及び森林資源の状況、並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、森林を、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとします。

森林の有する機能については、7つの機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産）を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害の対策などの森林の保護等に関する取組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施やGISの効果的な活用を図ります。

##### (2)～(3)

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

#### 2 その他必要な事項

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 第3 森林の整備に関する事項

1～5

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林 施業の共同化に関する方針

##### ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

##### イ～ウ

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

#### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の体質強化

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

#### イ 林業従事者の養成・確保

林業労働に係る雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進等就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、農山村の生活基盤の整備等に努めるものとします。また、林業従事者に対する技術研修等を実施し、優秀な人材の養成に努めるとともに、「沖縄県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を踏まえ、新規参入、女性の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等の労働力確保にも努めるものとします。さらには、林業労働力確保支援センターにより、新たに林業に就業しようとするものに対して就業の支援を行うものとします。

#### ウ 林業後継者の育成

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

#### ア 生産・加工・流通体制の整備

生産・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立を推進し、木材等の加工を効率的に行うための施設整備等を促進するものとします。

流通体制の整備については、需要者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材・木材製品を安定的に供給し得る流通システムの確立を図り、良質な木材等の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを進めます。

#### イ 特用林産物の生産の振興

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### (6) その他必要な事項

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

#### (1)～(2)

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土その他土地の形質変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう充分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行います。

土地の形質の変更を行うにあたっては、法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとします。さらに、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとしします。

太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得ることに配慮するものとしします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

#### (4) その他必要な事項

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### 2～4

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林 の整備に関する事項

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：百 $m^3$

区分	総数			主伐			間伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	400	119	281	336	81	255	64	38	26	
前半5カ年の計画量	183	55	128	154	37	117	29	18	11	
市町村別内訳	宮古島市	52	24	28	32	7	25	20	17	3
	多良間村	5	0	5	5	0	5	0	0	0
	石垣市	277	86	191	240	67	173	37	19	18
	竹富町	40	7	33	40	7	33	0	0	0
	与那国町	26	2	24	19	0	19	7	2	5

### 2 間伐面積（参考）

単位 面積：ha

区分	間伐面積	
総数	227	
前半5カ年の計画量	102	
市町村別内訳	宮古島市	64
	多良間村	0
	石垣市	135
	竹富町	0
	与那国町	28

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分		人工造林	天然更新
総数		156	121
	前半5ヵ年の計画量	71	55
市町村別内訳	宮古島市	16	9
	多良間村	3	3
	石垣市	101	81
	竹富町	21	19
	与那国町	15	9

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

#### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

単位 面積 : ha

保安林の種類	面積	前半5ヵ年の計画量	備考
総数（実面積）	5,601	5,280	
水源涵養のための保安林	2,282	2,211	
災害防備のための保安林	2,807	2,644	
保健、風致の保存等のための保安林	736	733	

#### (2) ~ (3)

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

### 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

## 第7 その他必要な事項

令和5年1月公表の宮古八重山地域森林計画のとおり

---

宮古八重山地域森林計画変更計画書

計画期間 令和5年4月1日～令和15年3月31日

令和5年12月 変更

発行 沖縄県農林水産部森林管理課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話 098-866-2295 FAX 089-868-0700

---